

令和 8 年度焼津市災害時協力井戸修繕費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市長は、焼津市災害時協力井戸登録事業実施要綱（令和 7 年焼津市告示第113号。以下「実施要綱」という。）第 9 条の規定に基づき、災害時協力井戸の所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金交付規則（昭和60年焼津市規則第 1 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、実施要綱の例による。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、実施要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、災害時協力井戸の登録の決定を受けたものとする。

(補助対象経費、補助額等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 26 日までの間に行った災害時協力井戸の修繕（老朽化したポンプ、配管等設備の更新、壊れた設備の復旧その他災害時協力井戸の機能を維持するために通常必要とされる工事として市長が認めるものをいう。以下同じ。）に要する費用とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額（千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、5 万円を限度とする。

3 本要綱に基づく補助金の交付は、災害時協力井戸 1 か所につき、1 回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金に係る修繕の着手日の前日までに、修繕費補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 実施要綱第 4 条第 2 項の災害時協力井戸登録決定通知書の写し

(2) 事業計画書（第 2 号様式）

(3) 収支予算書（第 3 号様式）

(4) 見積書

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付が適当と認めるときは修繕費補助金交付決定通知書（第 4 号様式）により通知する。

(交付の条件)

第 7 条 前条に掲げる補助金の交付決定に際しては、次に掲げる事項を条件とする。

(1) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となっ

た場合は速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合で、事業費の額の20パーセントを超える変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(3) 事業主体を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意義務をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(変更又は中止の承認申請)

第8条 第6条に掲げる補助金の交付の決定を受けた者は、交付の決定を受けた補助内容を変更し、又は中止しようとするときは、修繕費補助金交付（変更・中止）申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書（第2号様式）

(2) 変更収支予算書（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する変更承認申請があったときは、内容を審査し、変更承認するときは、修繕費補助金交付変更承認書（第6号様式）により、通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第6条に掲げる補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、修繕費補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（第2号様式）

(2) 収支決算書（第3号様式）

(3) 領収書の写し

(4) 修繕工事の施行前及び施工後の写真

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正なものと認めたときは、修繕費補助金交付確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付確定を受けた者は、前条の通知を受領した日から起算して30日を経過した日又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに、補助金請求書（第9号様式）を提出し、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

第1号様式（第5条関係）

修繕費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住 所
氏 名
電話番号

焼津市災害時協力井戸修繕費補助金の交付を受けたいので、焼津市災害時協力井戸修繕費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 修繕の内容

2 井戸の所在地 焼津市

3 交付申請額 円

（総事業費 円）

4 添付書類

- （1）災害時協力井戸登録決定通知書の写し
- （2）事業計画書（第2号様式）
- （3）収支予算書（第3号様式）
- （4）見積書
- （5）その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条、第8条、第9条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

年 月 日

1 事業実施の内容

2 事業完了予定（変更完了、完了）年月日 年 月 日

第3号様式（第5条、第8条、第9条関係）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

年 月 日

1 収入の部

項 目	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備 考
			増	減	
自己負担					
市補助金					
計					

2 支出の部

項 目	予算額 (変更予算額) (決算額)	(予算額)	比較		備 考
			増	減	
計					

第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

焼津市長

修繕費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった焼津市災害時協力井戸修繕費補助金の交付申請について、次のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額

2 交付の条件

焼津市補助金等交付規則及び焼津市災害時協力井戸修繕費補助金交付要綱を遵守すること

第5号様式（第8条関係）

修繕費補助金交付（変更・中止）申請書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた焼津市災害時協力井戸修繕費補助金の補助内容を変更・中止したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更（中止）の理由

2 変更の内容

3 補助金額の変更

（1）変更後	円
（2）変更前	円
（3）差引額	円

4 添付書類

- （1）変更事業計画書（第2号様式）
- （2）変更収支予算書（第3号様式）
- （3）その他市長が必要と認める書類

第 6 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

焼津市長

修繕費補助金交付変更承認書

年 月 日付けで変更承認申請のあった焼津市災害時協力井戸修繕費補助金の交付申請について、下記のとおり承認します。

記

承認の内容

第7号様式（第9条関係）

修繕費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）焼津市長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた焼津市災害時協力井戸修繕費補助金について、事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額

2 完了の年月日

3 添付書類

- （1）事業実績書（第2号様式）
- （2）収支決算書（第3号様式）
- （3）領収書の写し
- （4）修繕工事の施工前及び施工後の写真
- （5）その他市長が必要と認める書類

第 8 号様式（第 10 条関係）

第 年 月 日 号

様

焼津市長

修繕費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった焼津市災害時協力井戸修繕費補助金
について、下記のとおり確定します。

記

交付確定額 円

(交付決定額 円)

第 9 号様式（第 11 条関係）

補助金請求書

金

円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付確定を受けた焼津市災害時協力井戸修繕費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

（宛先）焼津市長

住所

氏名

電話番号

⑨

振 込 口 座	銀行 信用金庫 農協			
	支店			
	預金種目	普通 ・ 当座	店番	
	ふりがな			
	口座名義			
	口座番号			